

第4回経済環境小委員会 次第

日 時： 平成15年12月10日(水) 午後3時00分から
会 場： 木曾川町役場3階 大委員会室

1 開会

2 議題

(1) 協議事項

協議経環第6号 使用料、手数料等の取扱いについて (資料1)

協議経環第7号 補助金、交付金等の取扱いについて (資料2)

(2) 提案事項

協議経環第8号 公共的団体等の取扱いについて (資料3)

3 その他

経済環境小委員会の日程について (資料4)

4 閉会

使用料、手数料等の取扱いについて（協定項目第15号）

使用料、手数料等の取扱いに係る調整方針（案）を次のとおり提案する。

協定項目	使用料、手数料等の取扱い
調整方針	(1)使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設の使用料については、施設の規模、実態等を考慮し調整を図るものとする。 (2)手数料については、住民負担の公平性を図るため合併時に統一する。

協議状況	
提案	平成15年11月21日
協議	平成15年12月10日
確認	平成 年 月 日

補助金、交付金等の取扱いについて（協定項目第17号）

補助金、交付金等の取扱いに係る調整方針（案）を次のとおり提案する。

協定項目	補助金、交付金等の取扱い
調整方針	<p>補助金、交付金等については、従来からの経緯、実績等に配慮し、調整するものとする。</p> <p>(1) 2市1町で同一あるいは同種のものについては、関係団体等の理解と協力を得て、できる限り早い時期に統一の方向で調整する。</p> <p>(2) 各市町独自のものについては、従来の実績を尊重し、市域全体の均衡を保つように調整する。</p> <p>(3) 整理統合できるものについては、整理統合するよう調整する。</p>

協議状況	
提案	平成15年11月21日
協議	平成15年12月10日
確認	平成 年 月 日

公共的団体等の取扱いについて（協定項目第16号）

公共的団体等の取扱いに係る調整方針（案）を次のとおり提案する。

協定項目	公共的団体等の取扱い
調整方針	<p>公共的団体等については、新市の一体性を速やかに確立するため、それぞれの実情等を尊重しながら統合・再編の調整に努めるものとする。</p> <p>(1)2市1町に共通している団体は、合併時に統合・再編するよう調整に努めるものとする。</p> <p>(2)2市1町に共通している団体で、実情により合併時に統合・再編できない団体は、合併後速やかに統合・再編するよう調整に努めるものとする。</p> <p>(3)独自の団体は、現行のとおりとする。</p>

協議状況	
提案	平成15年12月10日
協議	平成 年 月 日
確認	平成 年 月 日

経済環境小委員会の日程について

今後予定されている会議は下記のとおりとする。

回	日 程	場 所
5	1月22日(木) 午前9時30分	一宮地場産業ファッションセンター 2階 第1会議室
6	2月16日(月) 午後2時	木曽川町役場 3階 大委員会室

協 議 附 属 資 料

< 協 議 経 環 第 8 号 16 公 共 的 団 体 等 の 取 扱 い >

平成15年12月10日

**一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会
経済環境小委員会**

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会

協議項目	公共的団体等の取扱い		
調整方針(案)	公共的団体等については、新市の一体性を速やかに確立するため、それぞれの実情等を尊重しながら統合・再編の調整に努めるものとする。 (1)2市1町に共通している団体は、合併時に統合・再編するよう調整に努めるものとする。 (2)2市1町に共通している団体で、実情により合併時に統合・再編できない団体は、合併後速やかに統合・再編するよう調整に努めるものとする。 (3)独自の団体は、現行のとおりとする。		
項目	一宮市	尾西市	木曾川町
農 林 水 産	一宮市4Hクラブ	尾西市4Hクラブ	
	一宮市女性農業者会議	尾西市女性農業者会議	
	一宮市猟友連合会	尾西市猟友会	木曾川町生活改善グループ
	愛知西農業協同組合	愛知西農業協同組合	愛知西農業協同組合
	一宮市地域農政推進協議会	尾西市水田農業推進協議会	木曾川町水田農業経営確立対策推進協議会 木曾川町生産調整推進対策調査研究会
	いちのみや緑と花の診療所		
	一宮市畜産農業協同組合		
	木曾川漁業協同組合	木曾川漁業協同組合	木曾川漁業協同組合
	一宮食品商業協同組合	一宮食品商業協同組合	一宮食品商業協同組合
		尾西市採種組合連合会	
商 工 観 光		尾西市オペレーター協会	木曾川町玉葱採種組合 木曾川町オペレータークラブ
	尾張西部オペレーターグループ推進連絡会	尾張西部オペレーターグループ推進連絡会	尾張西部オペレーターグループ推進連絡会
	一宮職業訓練協会	一宮職業訓練協会	
	一宮地方労働推進協議会		
	愛知県労働者福祉協議会 尾張西支部	尾西市青少年育成協議会 愛知県労働者福祉協議会 尾張西支部	愛知県労働者福祉協議会 尾張西支部
	一宮商工会議所	尾西市労務会	
	大規模小売店舗立地法連絡会	尾西市商工会	木曾川町商工会
	尾西毛織工業協同組合	尾西毛織工業協同組合	尾西毛織工業協同組合
	尾北毛織工業協同組合		尾北毛織工業協同組合
	尾州綿スフ織物工業組合	尾州綿スフ織物工業組合	尾州綿スフ織物工業組合
愛知県撚糸工業組合	愛知県撚糸工業組合	愛知県撚糸工業組合	
尾西化合織貿易振興会	尾西化合織貿易振興会	尾西化合織貿易振興会	
一宮繊維卸団体連合会			
日本毛織物元売卸商業組合一宮支部			
一宮市観光協会			
一宮消費生活改善グループ	尾西市商店街連合会		
	尾西消費生活学校	木曾川町消費生活学校すみれ会	
環 境	資源回収推進協議会		
	再生資源協同組合		木曾川町再生資源協会

一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会の調整内容

一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会

協議項目	公共的団体等の取扱い		
先進事例	市町村名	合併期日	調 整 方 針
	廿日市市	H15.3.1	<p>公共的団体等については、合併後の速やかな一体性を確保するため、各団体の経緯、実情等を尊重しながら、次のとおり調整に努めるものとする。</p> <p>(1) 3市町村に共通している団体は、合併時に統合するよう調整に努めるものとする。</p> <p>(2) 3市町村独自の団体は、現行のとおりとする。</p> <p>(3) 統合に時間を要する団体については、将来統合するよう調整に努めるものとする。</p>
	静岡市	H15.4.1	<p>新市の一体性の速やかな確立に資するため、各団体のこれまでの経緯、実情等を十分に尊重しながら、法の趣旨に沿った調整に努めるものとする。</p>
	山県市	H15.4.1	<p>公共的団体については、新市の一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら、統合又は再編の調整に努めるものとする。</p> <p>(1) 3町村に共通している団体は、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。</p> <p>(2) 3町村に共通している団体で、実情により合併時に統合できない団体は、合併後速やかに統合又は再編できるよう調整に努める。</p> <p>(3) 独自の目的を持った団体は、現行のとおりとする。</p>

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会

協 議 項 目	公共的団体等の取扱い
関 係 法 令	<p>市町村の合併の特例に関する法律(抄) (国、都道府県等の協力等)</p> <p>第16条 1～6 《略》 7 公共的団体は、合併市町村の建設に資するため必要な措置を講ずるように努めなければならない。 8 合併関係市町村の区域内の公共的団体等は、市町村の合併に際しては、合併市町村の一体性の速やかな確立に資するため、その統合整備を図るように努めなければならない。</p> <p>地方自治法(抄) (公共的団体等の監督)</p> <p>第157条 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整を図るため、これを指揮監督することができる。 2 前項の場合において必要があるときは、普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等をして事務の報告をさせ、書類及び帳簿を提出させ及び実地について事務を視察することができる。 3 《略》 4 《略》</p>
備 考	<p>【公共的団体等】</p> <p>「公共的団体等」とは、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、生活協同組合、商工会議所等の産業経済団体、養老院、育児院、赤十字社等の厚生社会事業団体、青年団、婦人会、教育会、体育会等の文化事業団体等、いやしくも公共的な活動を営むものはすべてこれに含まれ、法人たると否とを問わない。 (行政実例 昭和24年1月13日)</p> <p>「公共的団体等」とは、公共的団体等の事務所が当該地方公共団体の区域内にあるときにはもちろん、たとえ公共的団体等の主たる事務所はほかの地方公共団体の区域内にあっても、その支部なり、出張所が当該団体内に設けられているもの、さらには、支部又は出張所も設けられていないが、その公共的団体の活動が明らかに当該普通地方公共団体の区域内において行われているというようなものも含まれると解するのが妥当。 (学説「逐条地方自治法」)</p>